市道の認定について

市道を次のように認定する。

## 熊本市長 大西一史

議案番号	路線名	起点		重要な
		終点		経過地
議第 5 7 号	楡木5丁目	北区楡木5丁目2135番1	地先	
	第7号線	北区楡木5丁目2135番10	地先	
議第 58 号	弓削3丁目4	北区弓削3丁目888番12	地先	
	丁目   第1号線	北区弓削4丁目839番5	地先	
議第 5 9 号	佐土原3丁目	東区佐土原3丁目3486番42	地先	
	第18号線	東区佐土原3丁目3472番6	地先	
議第 60 号	佐土原3丁目	東区佐土原3丁目3486番8	地先	
	第19号線	東区佐土原3丁目3472番9	地先	
議第 6 1 号	佐土原3丁目	東区佐土原3丁目3486番39	地先	
	第20号線	東区佐土原3丁目3486番19	地先	
議第 6 2 号	佐土原3丁目	東区佐土原3丁目3486番25	地先	
	第21号線	東区佐土原3丁目3486番29	地先	
議第 6 3 号	佐土原3丁目	東区佐土原3丁目3486番34	地先	
	第22号線	東区佐土原3丁目3486番38	地先	
議第 6 4 号	良町4丁目	南区良町4丁目273番5	地先	
	第24号線	南区良町4丁目252番5	地先	
議第 6 5 号	良町5丁目	南区良町5丁目1350番13	地先	
	第9号線	南区良町5丁目1343番9	地先	
議第 6 6 号	白藤1丁目	南区白藤1丁目308番5	地先	
	第13号線	南区白藤1丁目308番12	地先	

<b>送安亚</b> 旦	吸缩 友	起点		重要な
議案番号	路線名	終点		経過地
議第 6 7 号	池上町	西区池上町1589番	地先	
	第55号線	西区池上町1585番8	地先	
議第 6 8 号	中島町	西区中島町796番2	地先	
	第44号線	西区中島町796番7	地先	
議第 6 9 号	長嶺東3丁目	東区長嶺東3丁目1618番39	地先	
	第6号線	東区長嶺東3丁目1618番44	地先	
議第 70 号	戸島6丁目	東区戸島6丁目4232番1	地先	
	第5号線	東区戸島6丁目256番5	地先	
	明徳町	北区明徳町1220番7	地先	
議第 71 号	第4号線	北区明徳町1222番1	地先	
議第 72 号	志々水	南区富合町志々水190番2	地先	
	第17号線	南区富合町志々水190番5	地先	
議第 73 号	南田尻	南区富合町南田尻173番11	地先	
一	第19号線	南区富合町南田尻174番7	地先	
議第 74 号	千町	南区城南町千町2357番23	地先	
	第34号線	南区城南町千町2357番18	地先	
議第 75 号	滴水	北区植木町滴水1098番17	地先	
一	第42号線	北区植木町滴水1098番7	地先	
議第 76 号	出水 6 丁目	中央区出水6丁目206番8	地先	
一	第28号線	中央区出水6丁目206番11	地先	
議第 77 号	秋津3丁目	東区秋津3丁目1818番	地先	
	第20号線	東区秋津3丁目1888番5	地先	
議第 78 号	小島3丁目	西区小島3丁目1721番1	地先	
	第4号線	西区小島3丁目1740番2	地先	
議第 79 号	上南部2丁目	東区上南部2丁目1460番3	地先	
	第13号線	東区上南部2丁目1487番2	地先	
議第 8 0 号	御領1丁目	東区御領1丁目830番5	地先	
	第5号線	東区御領1丁目830番2	地先	

議案番号	路線名	起,	点	重要な
		終	点	経過地
議第 8 1 号	砂原町	南区砂原町458番2	地先	
	第13号線	南区砂原町458番7	地先	
議第 8 2 号	打越町	北区打越町393番1	地先	
	第18号線	北区打越町491番	地先	
議第 8 3 号	船津	西区河内町船津806番3	地先	
	第37号線	西区河内町船津854番4	地先	

## (提出理由)

次の事由に伴う市道認定について、道路法(昭和27年法律第180号)第8条 第2項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

- (1) 都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第39条の規定に基づく管理帰属
- (2) 地元要望
- (3) 払下げ
- (4) 管理引継